

# 食品安全情報（化学物質） No. 18/ 2020 (2020. 09. 02)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## <注目記事>

### 【FDA】 FDA は教師、親、若者向けの栄養成分表示教材を奨励する

米国食品医薬品局（FDA）は、教師、親、若者がオンラインで利用可能な、新しい栄養成分表示について教材（Snack Shack、Read the Label、Science and Our Food Supply、Interactive Nutrition Facts Label）を更新した。

\*ポイント： 米国で新しい栄養成分表示が導入されてから、FDA は、その見方や活用方法を説明した消費者向けの資料を色々と公表しています。今回とても興味深かったのは、ゲームや動画などのツールを駆使して、大人だけでなく小学生から高校生もレベルに合わせて学べる教材にしている点です。FDA が、日常生活で「健康的な食品を選択する」ことを重視し、それを小さい頃から学ぶ必要があると考えていることがよく分かります。

### 【FDA】あなたのハンドサニタイザーは FDA の使うべきでない製品リストに載っている？

FDA は、ハンドサニタイザーを処方箋は必要ない店頭販売用の薬品として規制している。最近の検査で、次のような安全上の懸念のあるハンドサニタイザーを発見した。

- ・有毒なタイプのアルコール（メタノール、1-プロパノール）により汚染されている
- ・十分な量の有効成分（エタノール、イソプロピルアルコール/2-プロパノール）が含まれていない
- ・虚偽の、誤解を招く、証明されていない薬効表示がされている

\*ポイント： 米国ではハンドサニタイザーの粗悪品が問題になっています。特に原料として使用が認められていないメタノールと 1-プロパノールを含む製品があると警告しており、それらの汚染製品を飲んだことによる中毒も報告されています。中には包装が子供向けのお菓子や飲料品にそっくりな製品もあり、子供が誤って口にすることが懸念されています。また、ハンドサニタイザーをペットに使用しないよう注意を呼びかけています。

### 【FAO/WHO】 Codex：メンバーが総会のバーチャル会合を承認

コーデックス事務局の Tom Heilandt 氏が、総会を 2020 年に初めてバーチャル形式で開催すると正式に発表した。136 のメンバーがその開催を承認した。バーチャル形式の総会では、議題についての討議を 2020 年 9 月 24～26 日、10 月 12 日に行い、報告書の採択を 10 月 19 日に行う。

### 【SFA】 遺伝子組換え食品に関する表示

シンガポールで販売されている遺伝子組換え(GM)食品は、シンガポール遺伝子組換え諮問委員会とシンガポール食品庁（SFA）両方の厳格な安全性評価を受けなければならない。GM 食品と GM 成分を含む食品の表示義務に関する国際的な合意はない。コーデックス委員会（Codex）の原則に従って、シンガポール食品規制のもとでは GM 食品と GM 成分を含む食品に特別な表示をする必要はない。シンガポールで販売されている食品は、事実で誤解を招かない限り、自主的に「GM」あるいは「非 GM」表示を付けることはできる。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【WHO】](#)

1. 鉛塗料の世界的排除：各国は何故どう対応すべきなのか-技術的概要

### [【FAO】](#)

1. Codex

### [【EC】](#)

1. 査察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. EFSA の科学的評価に使用する疫学研究の根拠の評価と統合についての科学委員会のガイダンスの内部テスト
2. 新規食品としてのケンポナシの果実と花柄の熱水抽出物の安全性
3. タンパク質加水分解物から製造した乳児用及び/又はフォローアップ粉ミルクの認可申請の準備とプレゼンテーションのための科学的及び技術的ガイダンスへの説明用注記(EU 規則 2016/127 改定を目的として)
4. 農薬関連

### [【COT】](#)

1. COT の声明とポジションペーパー

### [【ASA】](#)

1. コロナウイルスと COVID-19

### [【BfR】](#)

1. アレルギー反応：免疫系はどうやってニッケルを同定するのか

### [【ANSES】](#)

1. ANSES は 3 つのリチウム塩を胎児及び出生前の発達に有害だと考えられると分類することを提案
2. 食用と有毒な植物との誤認に注意する

### [【FSAI】](#)

1. リコール情報

### [【FDA】](#)

1. FDA は教師、親、若者向けの栄養成分表示教材を奨励する
2. 消費者向け情報：あなたのハンドサニタイザーは FDA の使うべきでない製品リストに載っている？
3. 警告文書

### [【NTP】](#)

1. シンポジウムウェビナー：動力学的に導出した最大用量概念をリスク評価の精細化に使うことの機会と課題

### [【USDA】](#)

1. 遺伝子組換えによって開発されたアメリカグリの規制解除申請の公表
2. 会議とイベント

### [【CFIA】](#)

1. リコール情報

### [【TGA】](#)

1. 殺菌剤の適切な使用：消費者、医療従事者、医療施設向け情報

### [【NSW】](#)

1. リコール情報

### [【MPI】](#)

1. 貝のバイオトキシン警告—Hawke Bay
2. 絞り出す食品包装に注意するよう保護者に助言する

### [【香港政府ニュース】](#)

#### 1. 違反情報

### [【MFDS】](#)

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 今年上半期、海外個人輸入の危害食品 128 個を遮断措置
3. コリアンダー、バジルなどハーブ類 6 件で残留農薬不適合
4. 生産段階の残留農薬管理のために農薬 30 種の基準新設
5. ABC ジュースなど飲料類に体脂肪減少、解毒などを標榜した虚偽・誇大広告販売サイト 175 ヶ所摘発
6. 市中に流通している大麦若葉粉製品を全て調査する
7. 流通オキアミ油製品の検査結果、49 製品不適合
8. インターネット購入代行業者の無申告行為処分基準を新設
9. 食薬処、畜産物営業者「不合理な規制」改善推進
10. 食薬処、食品輸出支援する
11. 子供嗜好食品、品質認証製品を選んで下さい！
12. ダイエット、むくみ除去に良いと故意・常習的に不当広告した影響力者（インフルエンサー）4 人など摘発
13. 菓子・キャンディーなどに使う食用色素の混合使用基準を設ける
14. 食薬処、条件付き輸入検査制度の活性化推進
15. 農産物サネトナツメ種子、セキショウと真偽判別可能になる
16. 健康機能食品の異常事例報告ガイドブックを用意
17. 食薬庁、海外個人輸入食品の安全管理方案を議論
18. カフェなど休憩飲食店の生活防疫管理強化

### [【SFA】](#)

1. 遺伝子組換え食品に関する表示

### [【FSSAI】](#)

1. FSSAI は食用油の異物混入対策を開始

### [【その他】](#)

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED-mail) 食中毒-メキシコ：(モレロス) クレンプテロール中毒疑い

## 別添

### [【FDA】](#)

よりスマートな食品安全の新時代：FAQ

- 
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

### 1. 鉛塗料の世界的排除：各国は何故どう対応すべきなのか-技術的概要

Global elimination of lead paint: why and how countries should take action - Technical brief

14 August 2020

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240005143>

この文書は、鉛塗料を規制する政府機関に向けたもので、鉛塗料を排除するのに必要な理論と工程に関する簡潔な技術的情報を提供する。「鉛塗料」又は「鉛ベースの塗料」は、特別な特性を持たせるために製造業者が 1 種類以上の鉛化合物を意図的に添加した塗料である。塗料への鉛の添加をやめさせることにつながる規則を策定することで、鉛暴露を防ぐことの、健康上と経済上の重要性を説明している。また国々がそのような行動をとるために、利用可能な支援についても示している。

\*本文

<https://apps.who.int/iris/rest/bitstreams/1295535/retrieve>

\*方針概要

Global elimination of lead paint: why and how countries should take action - Policy brief

12 August 2020

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240005167>

鉛を意図的に添加する塗料は禁止し、原料に含まれる不可避の鉛があることから、暴露から保護できて技術的に実行可能な濃度として塗料中の鉛の上限を 90 ppm に規制することを推奨する。この上限値は既に多くの国が導入している。

(訳注：鉛の暴露源は非常に多様で、食品はその一つに過ぎない。暴露源として最も問題にされるのが塗料。)

- 
- 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

### 1. Codex

メンバーが総会のバーチャル会合を承認

Members endorse a virtual session of the Codex Alimentarius Commission

24/08/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1304706/>

本日、コーデックス事務局の Tom Heilandt 氏が、総会を 2020 年に初めてバーチャル形式で開催すると正式に発表した。136 のメンバーがその開催を承認した。オブザーバー（投票権がない）からも開催の支持を表明する多くの書簡が届いた。

バーチャル形式の総会では、議題についての討議を 2020 年 9 月 24～26 日、10 月 12 日に行い、報告書の採択を 10 月 19 日に行う。コーデックス事務局が、総会への参加に関するガイダンスを提供するためのウェビナー開催を 9 月 11 日に企画しており、その詳細については 9 月初めに公表予定である。

---

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[https://ec.europa.eu/food/safety\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety_en)

1. 査察報告書

- 管理団体— ペルーで活動する認証管理団体が適用したオーガニック生産基準と管理手段

Control Body 2020-7036—organic production standards and control measures applied by a recognised Control Body operating in PERU

09/06/2020

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4296](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4296)

ペルーの管理団体(CB)が適用したオーガニック生産基準と管理手段の適用を評価するために 2020 年 1 月 27 日～2 月 6 日まで実施した査察。CB 本部での査察も含まれる。EU オーガニック認証プロセスを全てカバーする適切な管理システムがある。2018 年と 2019 年の追加の抜き打ちで行った多数の検査はオーガニック基準の最低条件を大幅に超えていた。だが、土壌のサンプルに焦点を絞ったことや、生鮮品のサンプルが適切に保存されていないため、サンプリングの効果は限定的である。2019 年 12 月に全職員の約 4 分の 1 が辞任したため、CB は迅速かつ適切に組織を整えた。生産者グループの管理は効果的だが、下請け業者の管理はほとんどない。EU 輸出用オーガニック製品の認証は、ほぼ EU 基準に従っている。管理者が確認した侵害と不正行為は、効果的な方法でフォローアップされている。

- ルーマニア— 馬肉、トレーサビリティを含む

Romania 2019-6672—Horse meat, including traceability

27/05/2020

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4288](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4288)

2019 年 10 月 14～25 日にルーマニアで実施した、生きた動物とその動物由来製品のトレ

一サビリティを含む馬肉生産の管理システムを評価するための査察。2つの管轄機関が公的  
管理を担い、馬の識別と食品安全の両分野で各責任が明確に定義されている。2つの機関は  
よく機能しているが、情報/協力の交換は満足できない。馬の識別に不適合が見つかったも  
執行措置がとられる保証はなく、管理システムの有効性に影響している。EUの馬のパスポ  
ート規制は2016年1月1日以降適用されているが適切に機能しておらず、状況改善は想定  
されていない。また最新に保たれていないため、その情報は十分に信頼できない。事業所  
の承認手続きは適切だが、ヒトの消費に不適格な馬はと殺されないという保証を提供でき  
ていない。埋め込まれているマイクロチップがパスポートの記載番号と一致すれば屠殺可  
能だが、パスポートに薬物治療の記録がなく、と殺用のウマにおける残留実態を確実に確  
認できない。食品及び飼料に関する緊急警報システム(RASFF)の通知は、一般に適切にフ  
ォローアップされている。カドミウム検出の分析に特に重点を置いているが、カドミウム  
が国中どこでも見つかるため汚染原因を特定することは不可能である。

- **カナダー EU 輸出用牛及び豚肉の動物由来食品**

Canada 2019-6681—Food of animal origin-bovine and pig meat intended for export to  
the European Union

25/05/2020

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4287](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4287)

2019年9月9～20日までカナダで実施した、EU輸出用肉の管理システムの構造と運用  
をレビューし、食用の牛及び豚に成長促進製品を投与しない国家計画の実行を評価するた  
めの査察。「カナダ国民のための安全な食品に関する規則」が2019年に発効して以前より  
も国としての対策は強化されているが、本件に関連した要件に大きな違いはなかった。監  
視における各機関の役割が明確に指定されているが、民間獣医師の利益相反は適切に対処  
されていない可能性がある。査察チームが訪れた3施設のうちの1施設だけがシステムに  
完全に準拠しているが、別の1施設はEU輸出認証を一時停止し、EU輸出リストからの除  
外を要求された。2014年の査察後の是正措置は効果がなかった。豚肉部門の状況は世界的  
に満足できるものとして評価できる。カナダではすべてのブタの95%以上がラクトパミン  
フリーである。対照的に牛肉部門では中央官庁(CCA)に助言されたホルモンフリープログラ  
ムの是正措置はほとんど実行されていない。

- **パナマー 水産物**

Panama 2020-6959—Fishery products

11/06/2020

[https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=4297](https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4297)

2020年1月28日～2月7日までパナマで実施した、EU輸出用水産物の管理に関する査  
察。前回の2014年の査察の助言に対処する是正措置も確認した。公的管理システムは広範  
にわたり、海外の港で陸揚げする冷凍・工場・冷蔵船の公的管理を除く全体的な生産チェ

ーンをカバーしている。だが、HACCP原則に基づいた手続きやトレーサビリティの検証に欠陥があり、EUに輸出するための衛生証明書が提供する保証の信頼性に影響を与えている。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2020年第34週～第35週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

### 警報通知 (Alert Notifications)

原産国不明の英国で包装したバスマティ米のオクラトキシンA (8.3 µg/kg)、オランダ産黄色と緑のパプリカのフロニカミド(1.1 mg/kg)、マレーシア産ハッピーゼリーのカラギーナン(E407)未承認、ドイツ産原料エジプト産アニスシードのピロリジジナルカロイド(12184 µg/kg)、スロバキア産ポピーシードのモルヒネ高含有(14 mg/kg)、スペイン産冷凍アオザメ切り身の水銀(2.9 mg/kg)、シリア産オーストリア経由全形クミンのピロリジジナルカロイド(57827 µg/kg)、ベルギー産原料北朝鮮産有機板海苔のカドミウム(2.3 mg/kg)・ヨウ素高含有(40 mg/kg)・表示無し(参照一日摂取量の記載なし)、インド産オマーンで製造した英国経由バタークッキーのグリシジルエステル類(4697 µg/kg)及びアクリルアミド高含有(497 µg/kg)、インド用にオマーンで製造した英国経由カシュークッキーの3-モノクロロ-1,2-プロパンジオール (3-MCPD) (2941 µg/kg)及びグリシジルエステル類(2923 µg/kg)、インド産オマーンで製造した英国経由ピスタチオアーモンドクッキーのグリシジルエステル類(4340 µg/kg)、米国産ココヤムフフ粉のカドミウム(0.118 mg/kg)及びクロルプロファム(0.535 mg/kg)、インド産グリーンサルタナレーズンの亜硫酸塩非表示(896 mg/kg)、カメルーン産イタリア経由パイナップルのエテホン(2.5 mg/kg)、ドイツ産風味付けコーティングしたピーナッツのアフラトキシン(B1 = 26.3; Tot. = 29.8 µg/kg)、ドイツ産風味付けピーナッツのアフラトキシン(B1 = 5.4 µg/kg)、アラブ首長国連邦産ベジタブルギーのグリシジルエステル類(4100 µg/kg)、スペイン産冷凍アオザメフィレの水銀(5.1 mg/kg)、ルーマニア産豆のシチュー入り缶からの環状ジビスフェノール A グリシジルエーテル(cyclo-di-BADGE)の溶出(361 µg/kg)、スペイン産冷凍アオザメ切り身の水銀(1.4 mg/kg)、オランダ産黄色と緑のパプリカのフロニカミド(1.1 mg/kg)、など。

### 注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産オランダ経由パセリ葉束の未承認物質プロメトリン(0.044 mg/kg)、原料ウク

ライナ産甘草の根のオクラトキシン A(63.85 µg/kg)、トルコ産の息清涼用細粒菓子着色料アマランス(E123) (1.04 mg/kg)の未承認使用、セネガル産金属製調理ポットからの鉛(0.018 mg/kg)及びアルミニウム(36 mg/kg)の溶出、イタリア産生きたイガイの下痢性貝毒(DSP)オカダ酸(148 µg/kg)、オンライン販売されているフードサプリメントの未承認物質デヒドロエピアンドロステロン(DHEA)・1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA)及び 2-アミノ-6-メチルヘプタン (DMHA)、レモンドレッシングの非表示の亜硫酸塩高含有(170 mg/l)、米国産キャンディーコーンの着色料サンセットイエローFCF(E110)高含有(163 mg/kg)及び着色料エリスロシン(E127)の未承認使用(62 mg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 3.8; Tot. = 4 µg/kg)、産出国不明フードサプリメントの未承認新規食品成分葛アルコール抽出物、アルゼンチン産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 5.7; Tot. = 22 µg/kg; B1 = 3.4; Tot. = 3.8 µg/kg)、ロシア産オンライン販売されている未承認新規食品 *sila severa* (スライスしたトナカイの枝角)、エジプト産スペイン経由赤いブドウのクロルピリホス(0.027 mg/kg)、トルコ産ドイツ経由パプリカとトウガラシのブプロフェジン(0.021 mg/kg)、ペルー産グリーンアスパラガスのメソミル(0.41 mg/kg)、イタリア産冷凍及びチルド七面鳥枝肉のスルファジメトキシン(201.9 µg/kg)、ウクライナ産キャンディーのトランス脂肪酸高含有(7.87 g/100g)、ドイツ産ビールの未承認新規食品成分ヘンプフラワー、スペイン産原料ベネズエラ産チョコレートのカドミウム(1.06 mg/kg)、ウクライナ産冷凍パイ生地トランス脂肪酸高含有(5.50 g/100g)、バングラデシュ産マンゴーのクロルピリホス(0.11 mg/kg)及び未承認物質カルバリル(0.034 mg/kg)、フランス産チルドノルウェーロブスターの亜硫酸塩非表示(32 mg/kg)、など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ベルギー産原料ウクライナ・ロシア・フランス及びポーランド産鳥用飼料の未承認遺伝子組換え(ナタネ)、ベルギー産原料カザフスタン産馬用飼料の未承認遺伝子組換え(ナタネ)、オンライン販売されているフードサプリメントの未承認新規食品成分ポリメチルシロキサン多水和物、タイ産酢漬けグリーンマスタードの亜硫酸塩高含有(412 mg/kg)、未承認フードサプリメントのピペリンの高摂取量、リトアニア産飼料用リン酸一カルシウムのフッ化物高含有(2850 mg/kg)、英国産フードサプリメントの未承認新規食品成分カワラタケ(48 mg/日)、中国産シリコーン製ケーキ用ベーキングマットの揮発性有機化合物高含有(0.91 %)、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

ウズベキスタン産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(3503 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 94; Tot. = 101 µg/kg)、パキスタン産バンマサラの甘味料サッカリン(E954)未承認、ネパール産インド経由チャッキアタ小麦粉のアフラトキシン(B1 = 7.5; Tot. = 8.2 µg/kg)、中国産ローズとイチゴ飲料の着色料エリスロシン(E127)の未承認使用、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1 = 10.5; Tot. = 25.1 µg/kg)、インド産茹でピーナッツのアフラトキシン(B1 = 5.6 µg/kg)、中国産ドイツ経由ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 5; Tot. = 5 µg/kg)、中国産カトラリーセットからの高濃度の総溶出量(4 mg/dm<sup>2</sup>)、ナ

イジェリア産乾燥して煎ったカクテルピーナッツのアフラトキシン(B1 = 8.6; Tot. = 10.0 µg/kg)、パキスタン産スパイスミックスのアフラトキシン(B1 = 6.6; Tot. = 6.6 µg/kg ; B1 = 9.8; Tot. = 11.1 µg/kg)、インド産殻付きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 3.1; Tot. = 3.9 µg/kg)、トルコ産ペッパーのアセタミプリド(0.704 mg/kg)、イラン産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 15.8; Tot. = 17.4 µg/kg)、など。

その他、アフラトキシン等多数。

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

<http://www.efsa.europa.eu/>

1. EFSA の科学的評価に使用する疫学研究の根拠の評価と統合についての科学委員会のガイダンスの内部テスト

Draft for internal testing Scientific Committee guidance on appraising and integrating evidence from epidemiological studies for use in EFSA's scientific assessments

EFSA Journal 2020;18(8):6221 18 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6221>

EFSA は、EFSA の科学的評価に使用する疫学研究の根拠を評価・統合するためのガイダンス案を作成するよう科学委員会に求めた。このガイダンス文書は疫学研究を紹介し、様々な疫学研究デザインの典型的なバイアスを説明している。根拠評価に関連する重要な疫学的概念を説明している。研究の信頼性については、関連の指標、暴露評価、統計的推定、系統的誤差、交互作用を解説している。研究の妥当性については、このガイダンスでは外的妥当性の概念を説明している。疫学研究評価の原則が示され、バイアスのリスク(RoB)ツールの概要が示された。適切なバイアスのリスクツールが選択できるように、研究の質問、集団、デザインによる決定木が開発されている。研究評価プロセスのカスタマイズについて説明され、RoB ツールの使用と一連の根拠のバイアスのリスク評価について詳述した。このアプローチの使用方法を説明するために、バイアスのリスクツールを用いた実験的・観察的研究の評価例がこの文書に添付されている。この文書は1年間の試験段階中にEFSAの評価に適用され、必要に応じて修正や補足される案である。この文書を最終化する前に、パブリックコメントの募集が開始される予定である。

2. 新規食品としてのケンボナシの果実と花柄の熱水抽出物の安全性

Safety of hot water extract of fruits and peduncles of *Hovenia dulcis* as a novel food pursuant to Regulation 1(EU) 2015/2283

EFSA Journal 2020;18(8):6196 28 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6196>

欧州委員会からの要請を受けて、EFSA の栄養・新規食品及び食品アレルギーに関するパネル(NDA)は、フードサプリメントに使用される新規食品 (NF) としての「ケンポナシ果実抽出物」の安全性に関する意見を出すよう求められた。この NF は、スライスして乾燥させたケンポナシ (*Hovenia dulcis*) の果実と花柄の熱水抽出物である。この製造工程は十分に詳細に説明されているが、この NF の別の成分との混合に関する相反する情報が含まれている。この NF は主に炭水化物 (約 90%)、約 2%のタンパク質、5%の水分、1%未満の脂肪、2%の灰から成る。さらに、この NF はジヒドロミリセチン、ミリセチン、ケルセチンなどの少量のフラボノイドを含んでいる。パネルは、近似分析や植物の二次代謝物に関するバッチテストデータの限界を指摘する。これらの限界を考慮して、申請者が提出したデータは、前述の製造工程で生産した様々なバッチが提案された仕様を満たすことを示していないとパネルは考えた。対象集団は、妊婦、授乳中の女性、肝機能障害などの慢性病患者の人を除いた一般成人である。ケンポナシの果実の摂取歴 (食歴) や韓国で承認されている抽出物に関して提出された情報はわずかである。多くの毒性試験が行われた。しかし、これらの試験報告からは、被検物質がこの NF を代表するものだと確認することはできなかった。申請者が提出したヒトの研究にも同じことが当てはまる。パネルは、この NF の安全性は立証されていないと結論した。

### 3. タンパク質加水分解物から製造した乳児用及び/又はフォローアップ粉ミルクの認可申請の準備とプレゼンテーションのための科学的及び技術的ガイダンスへの説明用注記(EU 規則 2016/127 改定を目的として)

Explanatory note to the scientific and technical guidance for the preparation and presentation of an application for authorisation of an infant and/or follow - on formula manufactured from protein hydrolysates (with a view to amend Regulation (EU) 2016/127)

27 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1858>

EFSA は、タンパク質加水分解物から製造した乳児用及び/又はフォローアップ粉ミルクの認可申請の準備とプレゼンテーションのための科学的及び技術的ガイダンスをさらに明確にする必要性、特に、(1) 栄養の安全性と適合性評価の範囲、(2) タンパク質加水分解物の栄養の安全性と適合性を論証する研究に使用される対照粉ミルク、(3) タンパク質加水分解物の生産に使用される酵素に関して提供される情報、(4)タンパク質加水分解物から製造される粉ミルクのキャラクタリゼーションに必要とされ提供される情報、(5) 申請されるタンパク質加水分解物/粉ミルクのキャラクタリゼーションに関連するデータ要件に関する説明について確認した。

### 4. 農薬関連

- プロピネブの既存 MRLs のレビュー

Review of the existing maximum residue levels for propineb according to Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005

EFSA Journal 2020;18(8):6233 18 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6233>

EC 規則 No 396/2005 条項 12 に従って、EFSA は農薬プロピネブに欧州基準で現在設定されている最大残留基準(MRLs)をレビューしている。この有効成分は消費者リスク評価の結論を出すための情報が不十分、代謝物質プロパン - 1,2 - ジアミン (PDA)の毒性と非対象生物への影響、ミツバチへのリスクのため、EU ではもはや認可されていないが、プロピネブの使用に基づく MRLs がコーデックス委員会で設定され(コーデックス最大残留基準 ; CXLs)、現在も適用されている。さらに、プロピネブは主な代謝物質 4 - メチルイミダゾリジン - 2 - チオン (PTU)のハザードに関連して内分泌かく乱の特性を持つ可能性がある。化合物 PDA の完全な毒性学的キャラクタリゼーション、植物の代謝物質プロピネブ - DIDT と加工品の PDA への暴露データがなく、CXLs に関連するプロピネブ - MRLs が更新されずに撤回された EU 使用 (GAPs) に基づいていて、もはや実施されていないことを考慮すると、EFSA はこれらの MRLs を評価することができず、欧州規則に組み入れることは推奨できない。しかしながら、EFSA は、入手可能なデータから違法使用の可能性を取り締まるための定量限界(LOQ)を提案することができた。

- アバメクチンの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance abamectin

EFSA Journal 2020;18(8):6227 20 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6227>

情報不足と懸念が確認された。

- アミノピラリドの既存 MRLs のレビュー

Review of the existing maximum residue levels for aminopyralid according to Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005

EFSA Journal 2020;18(8):6229 25 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6229>

規制の枠組みが必要とする全ての情報が提示され、消費者へのリスクは確認されなかった。

- シュードモナス属(*Pseudomonas* sp.) DSMZ 13134 株の既存 MRLs のレビュー

Review of the existing maximum residue levels for *Pseudomonas* sp. strain DSMZ 13134 according to Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005

EFSA Journal 2020;18(8):6234 25 August 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6234>

EC 規則 No 396/2005 条項 12 により、EFSA は農薬有効成分 *Pseudomonas* sp. DSMZ 13134 株に欧州レベルで現在設定されている最大残留基準(MRLs)をレビューした。植物、加工品、輪作作物、家畜の *Pseudomonas* sp. DSMZ 13134 株の残留物の発生を評価するために、EFSA は EU 委員会規則 No 188/2011 の枠組みで導出された結論や、加盟国が報告した欧州の認可(残留物の添付資料を含む)を検討した。入手可能な評価に基づき、MRL 提案は導出できず、必要ないと思われる。消費者リスク評価は定量的に実行できない。消費者への明らかなリスクは確認されなかったが、規制の枠組みで必要とされる情報は依然として望ましい。この評価の結果は、この規制の付属文書 IV に農薬有効成分を含むために欧州委員会が定めた基準と比較された。*Pseudomonas* sp. DSMZ 13134 株を EC 規則 No 396/2005 の付属文書 IV に含むことをこの条項 12 のレビューの認可使用に基づき EFSA が提案した。

- 
- 英国毒性委員会 (COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

#### 1. COT の声明とポジションペーパー

COT statements and position papers

Last updated: 26 August 2020

<https://cot.food.gov.uk/statementsandpositionpapers>

- 乳幼児の食事中的汚染物質のリスクの可能性に関する包括的声明への補遺概要

Addendum to the Overarching Statement on the potential risks from contaminants diet of infants and young children lay summary (2020)

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2020-08/Addendum%20to%20the%20Overarchingstatement%200-5%20year%20olds%20lay%20summary%20accessibleinadobeacrobat%20to%20be%20uploaded%200.pdf>

全体として、

- 毒性学的懸念とはならないのは、ヘキサクロロシクロヘキサン、シクロピアゾン酸、ジアセトキシシルペノール、麦角アルカロイド、モニリホルミン、ニバレノール、ステリグマトシスチン、テトラプロモビスフェノール、ゼアラレノン、多環芳香族炭化水素、フモニシン、フザレノン-X、甘味料。
- 毒性学的懸念の可能性のある化合物は、3-MCPD とその脂肪酸エステル類、グリシドール、アフラトキシン。
- データの限界や不足のため健康影響の可能性が現時点では排除できないのが、デオキシニバレノール、シトリニン、パツリン、トロパンアルカロイド。

● 乳幼児の食事での汚染物質のリスクの可能性に関する包括的声明への補遺

Addendum to the Overarching Statement on the potential risks from contaminants diet of infants and young children (2020)

[https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2020-08/Addendum%20to%20the%20Overarching%20statement%200-5%20year%20old%20%28002%29\\_accessibleinadobepro\\_to%20be%20uploaded\\_.pdf](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2020-08/Addendum%20to%20the%20Overarching%20statement%200-5%20year%20old%20%28002%29_accessibleinadobepro_to%20be%20uploaded_.pdf)

● CBD 食品製品中 CBD のリスクの可能性についてのポジションペーパー

Position paper on the potential risk of CBD in CBD food products (2020)

[https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2020-08/cbdpositionpaper290720\\_accessibleinadobepro.pdf](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2020-08/cbdpositionpaper290720_accessibleinadobepro.pdf)

カンナビジオール (CBD) は、これまで研究されてきた医薬品以外にも使用されるようになり、食品分野でも CBD 含有製品が登場するようになった。それらの製品には、飲料品 (ビール、スピリッツ、ワイン、コーヒー、ソーダ飲料)、食用オイル (チンキ、ドロップ、シロップ、オリーブオイル)、チュアブル (ガムドロップ)、そしてチョコレートなどがある。これらの製品は 2019 年 1 月に新規食品に該当すると認定されたことで、(新規食品の判断基準である)1997 年 5 月より前に EU における相当量の食歴がないということになり、新たに販売する、あるいは流通を継続するためには評価と認可が必要となった。

そのような背景から CBD のリスク評価助言が要請された。このポジションペーパーは、2019 年 7 月～2020 年 5 月の COT と変異原性委員会 (COM) の合同会合での議論をまとめている。

2020 年 1 月会合での議論では、次の結論に至った。医薬品 Epidiolex<sup>®</sup>の認可申請のために米国 FDA と EMA に提出された資料を参考にした。ただし医薬品用の CBD は純度が高い (>98%) が、新規食品に使用されるものはそれよりも純度が低く、他のカンナビノイドを含む可能性がある。医薬品グレードの CBD に遺伝毒性はない。絶食後の生物学的利用能は低い (<10%) が、脂肪の多い食事と一緒にだと最大 5 倍に増加する。NOAEL のような信頼できる出発点を決定することは不可能で、暫定的リスク評価を行うにはデータが不十分である。ただし、いくつかの一般的な結論を新規食品として申請された CBD にも当てはめることが可能で、医薬品 Epidiolex<sup>®</sup>の CBD へのヒトでの暴露で観察された有害影響は次の通りである。

- ≤ 5 mg/kg 体重/日の CBD 用量で、肝臓への有害影響がみられる。
- ≤ 1 mg/kg 体重/日の CBD 用量で、いくつかの医薬品との相互作用 (阻害) がみられる。ただし医薬品全般的について決定するには情報が不十分である。
- ≤ 10 mg/kg 体重/日の CBD 用量で、眠気がみられる。British National Formulary の自動車や機械の運転への警告に留意すべきということに同意する。
- 動物試験で生殖毒性と子供への発達影響が観察された。ただし作用機構は不明。催奇

形性はない。

- CBD の生理学的特性によると、母乳中に移行するようであり、乳児にリスクがある可能性がある。

2020年2月にはFSAがCOTの見解を活用してCBD食品中のCBDの安全性に関する消費者助言を公表した。FSAは、CBDについて1 mg/kg 体重/日を摂取量の実用的な上限と判断して、成人の平均体重を70 kgとした場合の70 mgを健康的な成人が超えるべきでない摂取量として助言した。ただし個人の体重や健康状態を考慮することが重要だとしている。

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 5/2020（2020.03.04）

【FSA】FSAはCBD事業者に対して期限を設け、消費者向けに安全性の助言をする

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202005c.pdf>

---

● 英国広告基準庁（UK ASA: Advertising Standards Authority）

<http://www.asa.org.uk/>

## 1. コロナウイルスと COVID-19

Coronavirus and COVID-19

26 Aug 2020

<https://www.asa.org.uk/advice-online/coronavirus-and-covid-19.html>

2020年のコロナウイルス健康危機の間に、ASAとCAP（Committee of Advertising Practice）はたくさんの製品やサービスが直接的間接的にコロナウイルス/COVID-19に関連して提示される広告を目にした。一部の製品は医薬品医療機器に相当し、MHRAのガイドラインに従う必要がある。

以下商品ごとの注意事項。

- ・ ハンドサニタイザーと手洗い製品：特定の病原性微生物に関連した感染症の治療や予防に利用する製品は医薬品と見なされる。コロナウイルスの拡大を予防すると広告されたハンドサニタイザーと手洗い製品は医薬品としてのライセンスが必要。
- ・ 医療用マスクやレスピレーター
- ・ 布のマスクや手作りマスク
- ・ 医薬品
- ・ 食品とフードサプリメント：食品がコロナウイルスを予防や治療できる、免疫システムを強くする、といった強調表示は避けなければならない。ASAは、「ビタミンCは多くの世界的な研究で免疫を強化すると証明されており、COVID-19に対する可能性のある治療として米国や中国で研究されている」という強調表示を含む飲料品のソーシャルメディア広告と、#免疫、#免疫強化、#ビタミンC、#ステイセーフといったハッシュタグ

シュタグと「喉の痛みや頭痛の症状が出た後、私は偏執症になった。この濃度の Vit C を注文して 1 本を飲んだ。1 時間半後、私はすぐに回復し、頭痛は消え、喉の痛みはとて良くなった」という謳い文句とを検討した。ASA は、これらの広告は、その食品がコロナウイルスやその症状を治療するのに利用できると示唆しており、禁止された謳い文句に該当すると考えた。「免疫機能を強化する」という謳い文句もビタミン C に認められている強調表示を逸脱しており、その根拠も提供されていない。

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 12/ 2020（2020. 06. 10）

【ASA】ASA 裁定

<https://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202012c.pdf>

- ・ 検査キット
- ・ 社会的責任と恐怖や苦痛を与える広告

---

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR：Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

## 1. アレルギー反応：免疫系はどうやってニッケルを同定するのか

Allergic reaction: how the immune system identifies nickel

19.08.2020

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/allergic-reaction-how-the-immune-system-identifies-nickel.pdf>

金属ニッケルは、ヒトのアレルギー性接触皮膚炎の最も一般的な誘因の 1 つである。この皮膚の炎症は、アレルギーのある人の漸進的免疫反応、例えば皮膚がニッケルを含むジュエリー、ピアス、ジーンズのボタンと繰り返し接触する場合などで生じる。BfR の科学者は、身体の防御機構がどのようにニッケルに反応するかについて新しい洞察を得た。その結果が学術雑誌「*Allergy*」に発表された。

アレルギー反応の原因は T リンパ球（T 細胞）である。この細胞は体の防御機構の一部で、通常、皮膚でウイルスや細菌に反応する。ニッケルアレルギーの場合は、ニッケル含有製品から放出される可能性のある帯電したニッケル原子（イオン）にも反応する。これらのイオンは身体自身のタンパク質と一緒に金属イオン錯体の形で T 細胞に「同定される」。

**解説：**ヒトは多種多様の T 細胞を持っている。これらの T 細胞はそれぞれ、非常に特殊なタンパク質複合体を「同定」できる独自のドッキングサイト（受容体）を持っている。受容体は、主に特殊なタンパク質複合体の同定に関係する可変サブユニットと、決まった受容体セグメント両方から成る。T 細胞は感染した場合に病原体を特定でき、高精度で戦う（特異的な）何百万もの異なる受容体を持つ。

BfR の研究者は、ニッケルイオンに反応するヒトの受容体の特異性を発見した。同様の T 細胞の約 43%が、ドッキングサイトの特定の同定部分(すなわち、受容体の可変サブユニット)にアミノ酸ヒスチジンを持つ。このアミノ酸はニッケルイオンに結合できる。さらに驚くほど多くのヒトの T 細胞に、特定の追加「因子」、決まった受容体セグメントがあることが同定された。これはニッケルイオンに反応する T 細胞の約 35%に当てはまる。これらの結果はヒトの免疫系がどのようにしてニッケルイオンを同定するかの重要な指標であり、人々がなぜそれほど頻繁にニッケルアレルギーに苦しむのかに対して説明を示す可能性がある。

この現在の調査結果は 2 つの新しい手段を用いて得られた。ニッケルイオンに反応する T 細胞は活性化マーカーを用いて同定された。同時に、高性能配列解読装置は多くの T 細胞受容体を検出した。

この新しい結果の医療への利益はまだ評価できない。これまでのところ、アレルギーのある人とない人の血液中の受容体に違いは見つかっていない。だが、BfR は他のアレルギーに新しい手段を広げ、アレルギーに関係する T 細胞にそれを適用することに取り組んでいる。

---

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

### 1. ANSES は 3 つのリチウム塩を胎児及び出生前の発達に有害だと考えられると分類することを提案

ANSES proposes classifying three lithium salts considered toxic to fertility and prenatal development

News of 03/08/2020

<https://www.anses.fr/en/content/anses-proposes-classifying-three-lithium-salts-considered-toxic-fertility-and-prenatal>

2019 年 12 月 4 日、ANSES は CLP 規則 (製品の分類、表示及び包装) に従い、炭酸リチウム、塩化リチウム及び水酸化リチウムの統一分類を欧州化学庁 (ECHA) に提案した。これら 3 つの塩は生殖機能及び胎児の発達に危険性がある。この提案は 2020 年 8 月 3 日以降、ECHA のウェブサイトの意見募集のテーマである。意見募集は、全ての関係者が意見を表明し、所持している追加情報を提供する機会である。その後、ECHA のリスク評価委員会による最終意見が欧州委員会に送られ、リチウム塩を CLP 規則に追加する妥当性が判断される。これは製品表示に直接影響し、最終的に欧州での使用がより制限される規制枠組みにつながるだろう。

炭酸リチウム、塩化リチウム及び水酸化リチウムは主にバッテリーに使用されるが、ガラス産業や建設業界でも使用される。さらに、炭酸リチウムは双極性障害の治療用の医薬品で使用される。これらの化合物は化学的に類似しており、1つの塩から観察される作用は、他の2つにも外挿できると考えられる。

これらの物質は現在 CLP 規則の欧州の統一分類の対象になっていない。それゆえ、ANSES は統一分類の提案を目的とし、変異原性及び発がん性及び生殖と発達における毒性作用を評価した。

#### 齧歯類及びヒトに観察された影響

炭酸リチウム暴露による齧歯類のいくつかの質の高い研究において、男性生殖機能に関する影響が観察された。動物で得られたこれらの結果に基づき、ヒトの生殖機能に関するリチウム塩の毒性作用が「推定される (presumed)」。これは CLP 規則の分類 1B に相当する。加えて、双極性障害を治療するために妊娠中の女性に使用されたリチウム暴露と胎児の先天性異常の発生の間の関連が確認された。結果として、リチウム塩は CLP 規則の分類 1A に相当する、ヒトの胎児の発達への毒性作用を証明したとみなされる。

一方、この専門家評価は、現在利用できるデータの質が十分でないため、リチウム塩の変異原性あるいは発がん性の性質に関する結論はでなかった。

#### 意見募集に提出される分類提案

このエビデンスにより、ANSES は CLP 規則に応じた分類を提案することになった。提案が認められれば、問題のリチウム塩は以下のように表示されることになるだろう：「生殖機能あるいは胎児に損傷を与える恐れがある：分類 1A (H360FD)」。

## 2. 食用と有毒な植物との誤認に注意する

Beware of confusion between edible and toxic plants

News of 17/08/2020

<https://www.anses.fr/en/content/beware-confusion-between-edible-and-toxic-plants>

いくつかの有毒植物は食用植物と似ており、野生だけでなく菜園でも誤認する可能性がある。それゆえ、食べるために植物を採ることはリスクがないわけではなく、定期的に深刻なあるいは死に至る事例も報告されている。以下は事故を防ぐ方法に関する ANSES と中毒管理センターからの注意事項である。

#### 食用と有毒な植物の誤認によるよくある中毒

食用カボチャと観賞用カボチャの混同、野生ニンジンとエナントサフランとの混同、ニュージーランドハウレンソウとヨウシュチョウセンアサガオの混同、あるいはワイルドガーリックとオータムクロッカス (コルチカム) との混同、これらは食用と間違う有毒植物の多くの事例の一部である。

特定の有毒植物を食べると、たとえ少量であっても深刻なあるいは致命的な中毒を引き起こす可能性がある。そのため、野生からであろうと家庭菜園から採ったものであろうと、よく注意して事故を防ぐために注意事項に従う必要がある。

## ANSES の推奨

### <野生植物を採る場合>

- ▶ 何の植物であるかに関して疑いがある場合は、それは食べないこと；
- ▶ 普通でないあるいは不快な味がする場合はすぐにその植物を食べるのをやめること；
- ▶ 腕いっぱい量の植物を採らないこと：食用と有毒植物が混ざる可能性があるため、違う植物が一緒にならないようにする；
- ▶ 中毒の場合に同定しやすいよう、採った植物の写真をとること

### <家庭菜園から植物をとる場合>

- ▶ 植えたものと同じものであることに関して疑いがある場合は、それは食べないこと；
- ▶ 思い込み注意：育ちつつある植物がどのようなものであるかよく確認すること。購入した種の袋やその他の本やウェブサイトの情報から植物写真を活用すること；
- ▶ 警戒しておくこと：種を植えた場所に芽が生えてきたからといって、その種から芽が出たということではない；
- ▶ 一年目から次の年に移植された植物を収穫する場合、混同のリスクがあることに注意すること；
- ▶ 中毒の場合に確認しやすいよう、採った植物の写真をとること

食べた後に疑いを持つ、あるいは消化器症状やその他の症状を家庭菜園から採った野菜を食べて数時間以内に経験した場合は、すぐに中毒管理センターへ連絡すること。

\* 注意喚起のパンフレット（フランス語）

[https://www.anses.fr/fr/system/files/2020-02\\_aide\\_memoire-plantes\\_toxiques.pdf](https://www.anses.fr/fr/system/files/2020-02_aide_memoire-plantes_toxiques.pdf)

---

## ● アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

### 1. リコール情報

#### 未承認の物質 THC のため、CBD One Oil (10ml) のリコール措置

Recall of CBD One Oil (10ml) due to the Presence of an Unauthorised Substance THC  
Friday, 28 August 2020

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/cbd\\_one\\_oil\\_thc.html](https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/cbd_one_oil_thc.html)

未承認の物質テトラヒドロカンナビジオール（THC）のため、CBD One Oil (10ml) のリコール措置。製品写真あり。

---

## ● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>

## 1. FDA は教師、親、若者向けの栄養成分表示教材を奨励する

FDA Promotes Nutrition Facts Label Educational Materials for Teachers, Parents and Youth

August 26, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-promotes-nutrition-facts-label-educational-materials-teachers-parents-and-youth>

FDA は、教師、親、若者がオンラインで利用可能な、新しい栄養成分表示について複数の教材を更新した。

- ・ **Snack Shack** : 8~15 才向け。栄養成分表示を理解し活用出来るようにするための 2 種類のゲーム「Label Lingo」と「Snack Sort」を紹介している。
- ・ **Read the Label** : 9~13 才、教師、親向け。栄養成分表示を理解し活用できるようにするためのビデオ、インフォグラフィック、こつをまとめたリーフレットなどを紹介している。
- ・ **Science and Our Food Supply** : 中高生向け。農場から食卓にかけての食品安全を学ぶ、健康的な食品選択のために栄養成分表示を利用することを学ぶ、農業とバイオテクノロジーを学ぶ、3つの教材を紹介している。
- ・ **Interactive Nutrition Facts Label** : 栄養成分表示に記載されている内容（例：用語）について詳しく学べるようにしたオンライン教材を紹介している。

## 2. 消費者向け情報

あなたのハンドサニタイザーは FDA の使うべきでない製品リストに載っている？

Is Your Hand Sanitizer on FDA's List of Products You Should Not Use?

08/25/2020

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/your-hand-sanitizer-fdas-list-product-s-you-should-not-use>

FDA は、ハンドサニタイザーを処方箋は必要ない店頭販売用の薬品として規制している。最近の検査で、次のような安全上の懸念のあるハンドサニタイザーを発見した。

- 有毒なタイプのアルコールにより汚染されている
- 十分な量の有効成分（エチルアルコール、イソプロピルアルコール）が含まれていない
- 虚偽の、誤解を招く、証明されていない薬効表示がされている

いくつかの製品はすでにリコールされており、FDA は 150 以上の製品について直ちに利用を中止するよう消費者に呼びかけている。それらの製品のリストと確認の仕方についてウェブサイト上で分かりやすく説明する。もし自分が所持しているハンドサニタイザーがリストに掲載されていた場合には直ちに使用を中止して捨てて欲しい。

また、有毒なアルコールを含むことは、ラベルに記載されていないことがほとんどであ

るが、もし記載があったなら使用を中止して捨てるべきである。ハンドサニタイザーはエタノールを最低 60%含むべきだが、それに満たない製品があることも分かっている。

#### メタノールと 1-プロパノールは有毒

アルコールにはいくつかの種類があり、ハンドサニタイザーに使用出来るのはエチルアルコール（エタノール）とイソプロピルアルコール（2-プロパノール）である。最近、FDA はハンドサニタイザーに利用できないメタノールや 1-プロパノールを含む製品があるのを確認している。

- ・ メタノール（メチルアルコール、wood alcohol）：ロケット燃料や不凍剤に使用される。メタノールに汚染されたハンドサニタイザーを飲み込む又は飲むと失明や死亡を含む深刻な健康問題を生じる可能性がある。
- ・ 1-プロパノール（1-プロピルアルコール）：工業用溶剤（クリーナー類）に使用される。1-プロパノールに汚染されたハンドサニタイザーを飲み込む又は飲むと呼吸困難や頻脈を生じ、より深刻な場合には死亡に至る可能性がある。皮膚刺激もあり、まれにアレルギーも報告されている。

#### 虚偽の、あるいは誤解を招くラベル表示

「COVID-19 の拡大を予防する」、「特定の期間（例えば 24 時間）あなたをウイルスや微生物から守る」、といったことが証明されているハンドサニタイザーはなく、そのように FDA が認めた製品もない。

#### 子供・若者とペットについて

COVID-19 パンデミックが始まってから、中毒センターには、キャンディーや甘い飲み物に似せたハンドサニタイザーを誤って飲み込んだ子供についての相談が増加している。飲み込むとアルコール中毒や重大な健康上の問題を誘発したり、死亡の可能性もある。また、ハンドサニタイザーはペットが触らないところに保管し、決してペットには使わないように。アルコール中毒を生じることがある。

### **COVID-19 更新：FDA は消費者に食品や飲料容器に入ったハンドサニタイザーについて警告**

COVID-19 Update: FDA Warns Consumers About Hand Sanitizer Packaged in Food and Drink Containers

August 27, 2020

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/covid-19-update-fda-warns-consumers-about-hand-sanitizer-packaged-food-and-drink-containers>

FDA は消費者に食品や飲料のように見える容器に入った、飲み込むと消費者に重大な傷害や死亡をもたらす可能性のある、アルコールベースのハンドサニタイザーについて警告する。FDA は一部のハンドサニタイザーがビールの缶や子供用の食品パウチ、水やジュースのボトル、ウォッカのボトルに包装されているのを発見している。さらに FDA はチョコレートやラズベリーのような食品風味のハンドサニタイザーも発見している。

実際の例として、飲料水のボトルにハンドサニタイザーが入っていた製品を消費者が購入したという報告や、スナックに似たパウチに入れられ子供向け漫画が描かれた製品があると小売店からの報告を受け取っている。

### 3. 警告文書

- SilveryGuy

August 14, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/silveryguy-609843-08142020>

コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。コロイド銀製品を含む。

- Living Senior, LLC

August 19, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/living-senior-llc-609864-08192020>

コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。CBD製品を含む。

- Pero Family Farms Food Company, LLC

August 10, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/pero-family-farms-food-company-llc-608227-08102020>

予防的管理の違反 (アレルギー非表示)、不正表示の問題。

- Winter Gardens Quality Foods, Inc.

August 05, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/winter-gardens-quality-foods-inc-608240-08052020>

予防的管理の違反 (アレルギー非表示)、不正表示の問題。

- Grupo Rm Usa, Inc.

August 06, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/grupo-rm-usa-inc-609291-08062020>

外国供給業者検証プログラム (FSVP) 違反の問題。

- La Sonorense, Inc.

August 06, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/la-sonorense-inc-608067-08062020>

ハザード分析の未実施、CGMP 違反などの問題。

- Custom Nutraceuticals, LLC

August 06, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/custom-nutraceuticals-llc-606293-08062020>

ダイエタリーサプリメント CGMP 違反などの問題。

- Gourmet & More

July 31, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/gourmet-more-608887-07312020>

FSVP 違反の問題。

- Fides Ny Inc

July 29, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/fides-ny-inc-608989-07292020>

FSVP 違反の問題。

- Martinez Mexican Produce LLC

June 16, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/martinez-mexican-produce-llc-607645-06162020>

FSVP 違反の問題。

- 
- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

#### 1. シンポジウムウェビナー：動力的に導出した最大用量概念をリスク評価の精細化に使うことの機会と課題

Opportunities and Challenges in Using the Kinetically Derived Maximum Dose Concept to Refine Risk Assessment

<https://ntp.niehs.nih.gov/whatwestudy/niceatm/3rs-meetings/kmd-2020/kmd-2020.html>

動力的に導出した最大用量(KMD)とは用量比例性あるいは線形薬物動態 (PK) から離れる用量のことである。非線形 PK は、飽和あるいは ADME に関する各種要因の限界により生じる可能性がある。動物で行われる新薬の前臨床試験では、KMD はこうした試験のヒト安全性評価への妥当性への展望を提供するために常に考慮される。特に、KMD を超えて観察された毒性の知見は、それより何桁も低い暴露量であるヒト健康リスクには妥当でない可能性がある。

医薬品開発において常に使われている一方で、環境中化学物質の毒性試験のデザインや解釈において KMD が検討されることは減多にない。動物の用量反応データの解釈、あるいは慢性毒性試験の最高用量の設定に KMD を使うことへの関心は高まってきているが、その適切な使用には多くの技術的科学的障害がある。このシンポジウムでは、これらの問題を取りあげ、リスク評価におけるより広範な KMD の採用を支援するためのより一貫した透明なアプローチを開発するために必要な背景情報を提供する。

2020年9月30日にNTPとEPA、HESI（ILSI環境保健科学研究所）が合同でZoom開催。要登録。

---

● 米国農務省（USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. 遺伝子組換えによって開発されたアメリカグリの規制解除申請の公表

Availability of Petition for Deregulation of American Chestnut Developed Through Genetic Engineering

Aug 18, 2020

[https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/stakeholder-info/sa\\_by\\_date/sa-2020/sa-08/ge-chestnut](https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/stakeholder-info/sa_by_date/sa-2020/sa-08/ge-chestnut)

ニューヨーク州立大学環境科学森林学部によるクリ胴枯病耐性のクリについて。2020年10月19日までの60日間意見募集。

2. 会議とイベント

Meetings and Events

<https://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/newsroom/meetings>

<2020年10月6日 食品安全：現在と未来のための消費者アウトリーチと教育>

FDAと米国疾病予防管理センター（CDC）と食品安全教育パートナーシップとともにバーチャル公聴会を開催する。将来の消費者アウトリーチと教育の最も効果的な方法を開発するために、消費者が現在食品をどう調理し取り扱っているのかについての包括的理解を目指す。

---

● カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

## 1. リコール情報

未承認食品のため Dom Duarte ブランドの Emagrecimento Tea をリコール

Notification - Dom Duarte brand Emagrecimento Tea recalled due to non-permitted food  
2020-08-28

<https://www.inspection.gc.ca/food-recall-warnings-and-allergy-alerts/2020-08-27-r13988/eng/1598629446272/1598629452398>

クラス 2 リコール。Dom Duarte ブランドの Emagrecimento Tea は未承認の食品成分のためリコール措置。(減量用、成分記載なし)

---

## ● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

### 1. 殺菌剤の適切な使用：消費者、医療従事者、医療施設向け情報

Appropriate use of disinfectants: Information for consumers, health professionals and healthcare facilities

26 August 2020

<https://www.tga.gov.au/appropriate-use-disinfectants-information-consumers-health-professionals-and-healthcare-facilities>

\* 殺菌剤：消費者向けよくある質問

Disinfectants: FAQ for consumers

26 August 2020

<https://www.tga.gov.au/disinfectants-faq-consumers>

\* 洗浄剤や殺菌剤の規制：事業者向け情報

Regulation of cleaners and disinfectants: Information for sponsors and manufacturers

26 August 2020

<https://www.tga.gov.au/regulation-cleaners-and-disinfectants-information-sponsors-and-manufacturers>

\* 殺菌剤：事業者向けよくある質問

Disinfectants: FAQ for new sponsors

<https://www.tga.gov.au/disinfectants-faq-new-sponsors>

---

- オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局 (The NSW Food Authority)  
<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

#### 1. リコール情報

**Xiong Mao Pai (パンダブランド) 乾燥キノガサタケ 20g**

Xiong Mao Pai (Panda Brand) Dried Bamboo Fungus 20g

20 Aug 2020

<https://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recalls/xiong-mao-pai-panda-brand-dried-bamboo-fungus-20g>

中国産製品を二酸化硫黄の量が基準値超過のためリコール措置。製品写真あり。

- 
- ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)  
<http://www.mpi.govt.nz/>

#### 1. 貝のバイオトキシン警告－Hawke Bay

Shellfish biotoxin alert – Hawke Bay

19 Aug 2020

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-hawke-bay-2/>

MPI は Hawke Bay 地域で貝の捕獲あるいは消費をしないよう市民に公衆衛生警告を延長した。この地域で採取された貝サンプルの定期検査で、麻痺性貝毒のレベルが MPI 設定の安全基準値 0.8 mg/kg を上回った。

\* 警告対象地域

<https://www.mpi.govt.nz/travel-and-recreation/fishing/shellfish-biotoxin-alerts/#map>

#### 2. 絞り出す食品包装に注意するよう保護者に助言する

Parents advised to take precautions with some squeezable food pouches

29 Aug 2020

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/parents-advised-to-take-precautions-with-some-squeezable-food-pouches/>

いくつかの乳幼児用食品包装に損傷が確認され、保護者に確認するよう助言している。対象ブランドは、Only Organic、Natureland、Smiling Tums。リコールを実施。

\* Squeezable baby food pouches recalled from Woolworths NZ supermarkets

30 Aug 2020

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/squeezable-baby-food-po>

[uches-recalled-from-woolworths-nz-supermarkets/](#)

\* Only Organic, Natureland, and Smiling Tums baby food in squeezable pouches

30 Aug 2020

<https://www.mpi.govt.nz/food-safety/food-recalls/recalled-food-products/only-organic-natureland-and-smiling-tums-baby-food-in-squeezable-pouches/>

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. 違反情報

● 中国レタスのサンプルから基準値超過の残留農薬が検出された

Excessive pesticide residues found in an Chinese Lettuce sample

Tuesday August 18, 2020

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20200818\\_8097.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200818_8097.html)

中国レタスから 0.5 ppm のシハロトリン (MRL: 0.2 ppm) が検出された。

● インディアンレタスのサンプルから基準値超過の残留農薬が検出された

Excessive pesticide residues found in an Indian Lettuce sample

Tuesday August 18, 2020

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20200818\\_8096.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200818_8096.html)

インディアンレタスから 0.72 ppm のシハロトリン (MRL: 0.2 ppm) が検出された。

● 調理油は栄養表示規則に違反している

Cooking Oil not in compliance with nutrition label rules

Thursday, August 27, 2020

[https://www.cfs.gov.hk/english/unsat\\_samples/20200827\\_8107.html](https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200827_8107.html)

日本産食用油が飽和脂肪酸 0.0 g/100 g という表示のところ、7.1 g/100 g 検出された。

---

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

## 1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2020.7.31～2020.8.6

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_100/view.do?seq=43151](https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43151)

- 2020.7.24～2020.7.30

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_100/view.do?seq=43149](https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43149)

- 2020.8.14～2020.8.20

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_100/view.do?seq=43152](https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43152)

## 2. 今年上半期、海外個人輸入の危害食品 128 個を遮断措置

輸入流通安全課 2020-08-06

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44499](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44499)

食品医薬品安全処は、今年上半期の海外インターネットサイトでダイエット効果、性機能改善などを広告した 544 個の製品（ダイエット効果 323、性機能改善 71、筋肉強化 62）を直接購入して検査した結果、12 個（2.2%）の製品で、食品に使用できない不正物質が検出されたとして消費者へ注意を呼びかけた。不正物質は、ダイエット効果を標榜した 7 製品及び性機能改善を標榜した 4 製品、筋肉強化を標榜した 1 製品で検出された。

- **ダイエット効果**：「Kiseki Tea Detox Fusion Drink」、「Dual biactived-tox」、「Tummy & Body Fat Reducing Tea」の 3 製品では、国内医薬品成分であるセンノシドとカスカロシドが検出され、「Bikini Me」、「Slim Me」、「Deep detox」、「Ripped freak hybridsupplement」の 4 製品では、ゴールデンシールの根\*、5-ヒドロキシトリプトファン\*\*などの食品に使用することができない原料が確認された。

\* ゴールデンシールの根：IARC（国際がん研究所）が Group2B（ヒトに対する発がん性あり）に分類

\*\* 5-ヒドロキシトリプトファン（HTP）：不眠症、うつ病の緩和などを助ける成分

- **性機能改善**：「Impactra Gold」では勃起不全治療剤であるシルデナフィルとタダラフィル、「Rise」と「Testosterone Rush」製品からは医薬品成分であるイカリイン、「大地力」製品では食品に使用できない L-シトルリン（筋肉強化、血流改善などを助ける成分）が確認された。
- **筋肉強化**：「Nitricrete」では食品に使用できない L-シトルリンが確認された。

一方、今年上半期の海外危害情報などを基に危害懸念製品を継続的に調査した結果、合計 116 製品に、シルデナフィル、ヨヒンビンなど医薬品成分含有製品（105 件）、ボツリヌス菌とクロノバクター属菌による微生物汚染製品（5）、アレルギーの「乳」「ピーナッツ」未表示製品（2）、子供で窒息の恐れがある「カップゼリー」製品などが確認された。

不正物質含有製品及び危害懸念製品の合計 128 個は、これ以上国内で販売されないように関税庁に国内搬入遮断を要求し、消費者が確認できるように、食品安全国

(foodsafetykorea.go.kr) と輸入食品情報ホームページ (impfood.mfds.go.kr) 「危害食品遮断リスト」に掲載した。

### 3. コリアンダー、バジルなどハーブ類 6 件で残留農薬不適合

農畜水産物安全課 2020-08-05

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44494](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44494)

食品医薬品安全処は、7月、全国のスーパー、オンラインなどで流通・販売されているハーブ類合計 51 件を回収して検査した結果、コリアンダー、バジル、アップルミント、タイムの計 4 品目、6 件が残留農薬基準に不適合であったため、該当の農産物を押収・廃棄措置して、生産者を把握して告発などの措置を実施する予定である。

- コリアンダー1 件：ダイアジノン 0.06 mg/kg (基準値 0.01mg/kg、以下同じ)、パクロブトラゾール 1.97 (0.05)
- バジル 3 件：パクロブトラゾール 0.11 (0.05)、ピリダリル 0.09 (0.01)、ペルメトリン 10.62 (0.05)、ピラクロストロビン 0.13 (0.01)
- アップルミント 1 件：イプロジオン 3.24 (0.01)、フルフェノクスロン 2.21 (0.01)
- タイム 1 件：イプロジオン 5.94 (0.01)、ジノテフラン 0.52 (0.01)、フルフェノクスロン 6.69 (0.01)

### 4. 生産段階の残留農薬管理のために農薬 30 種の基準新設

有害物質基準課/残留物質課 2020-08-04

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44490](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44490)

食品医薬品安全処は、安全な農産物のみ流通できるように、イチゴなどの農産物 6 種について、シフルメトフェンなどの農薬 30 種の残留基準を新設することを主な内容とする「生産段階農産物などの有害物質残留基準\*」の告示改正案を 8 月 4 日に行政予告する。

\* 収穫する 10 日以内の農産物に適用することで、基準超過時出荷延期、用途転換などの措置。現在 149 種の農薬について 1,168 個の生産段階残留許容基準を設定運営中

今回の改正案の主な内容は、▲イチゴ・カボチャなどの農産物 6 種にシフルメトフェンなど農薬 30 種の基準新設、▲リンゴ・ブドウなどの農産物 19 種におけるクロラントラニプロールなどの農薬 18 種の基準改定など。また、生産段階に残留許容基準が設定されていない農薬について、農作物別の農薬残留特性を考慮して、▲該当農産物品目 (追加)、▲小分類、▲大分類の最低減少定数 (半減期：農作物中での農薬の分解速度を数値で表す) を順次適用するように改善する。該当農産物の農薬残留特性を優先考慮することに伴い、栽培地で農薬が検出された場合、出荷延期期間が合理的に調整される。

現在	改善 (案)
基準がない場合 (順次適用)	基準が存在しない場合 (順次適用)
①小分類最低減少定数	①該当農産物品目の最低減少定数 (追加)
②大分類最低減少定数	②小分類最低減少定数

## 5. ABC ジュースなど飲料類に体脂肪減少、解毒などを標榜した虚偽・誇大広告販売サイト 175 ヶ所摘発

サイバー調査団 2020-08-04

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44489](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44489)

食品医薬品安全処は、ABC ジュース\*を含む果菜ジュース、果菜飲料、混合飲料製品など、体脂肪減少、解毒、腸活などを標榜した虚偽・誇大広告 175 件を摘発し、サイト遮断要請などとともに違反業者には行政処分などの措置する予定である。今回の点検は、オンラインショッピングモールで販売されている製品などを対象に 7 月から実施した。

\* ABC ジュース：リンゴ (Apple)、ビート (Beet)、ニンジン (Carrot) を原料として製造した果菜飲料などの食品で、健康情報番組で「ダイエット」、「解毒作用」など効能・効果を標榜して広告している

主な摘発は、▲疾病予防・治療効果標榜など (10 件)、▲一般食品を健康機能食品として誤認・混同広告など (96 件)、▲身体組織への効果・効能関連虚偽・誇大広告 (53 件)、▲材料の効能・効果を謳い消費者を欺く広告 (14 件)、▲医薬品と誤認混同 (2 件) など。

- 疾病予防・治療効果標榜：「抗がん」、「老化防止」、「心血管疾患」、「糖尿病に良い」、「非アルコール性脂肪肝」など、疾病名を言及し、病気の予防・治療に効果があると広告
- 健康機能食品と誤認・混同：「普段、腹部肥満心配の方」、「腹肉、内臓脂肪に効果」、「ダイエット」、「体脂肪減少」、「中性脂肪数値減少」などの表現で、消費者が健康機能食品と誤認や混同しかねない広告
- 身体組織への効能・効果標榜：「老廃物排出」、「血管掃除」など、デトックスジュース及び「デトックス」、「毒素排出」、「解毒」、「私の体を解毒する〇〇ジュース」など、身体の機能、作用、効果などを虚偽誇大広告
- 消費者を欺く広告：「ビート・抗酸化成分」、「リンゴ・脂肪分解酵素と毒素排出」、「△△は抗酸化物質」、「炎症治療に良いノニ」、「ダイエット効果の□□」、「□□成分は、優れた抗酸化活性作用」など原材料の効能・効果の広告

食薬処は、特定の時期や季節に応じて、国民の関心が高い製品についてオンライン上の不当な広告行為などを継続的にチェックして、消費者の被害予防に最善を尽くす予定である。また、不当な広告行為根絶のために故意・常習違反業者に対しては、行政処分や告発など強硬対応する予定である。

## 6. 市中に流通している大麦若葉粉製品を全て調査する

食品安全管理課/顧客支援担当官 2020-08-03

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44486](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44486)

食品医薬品安全処は、「大麦若葉」製品を国民請願安全検査対象に選定し、市中に流通している製品を回収して鉄粉 (金属異物)、大腸菌などを検査する。

今回の検査対象は、4月1日から6月30日までに受理された請願29件のうち、843件の推薦があった大麦若葉製品の検査要求に対して、「国民請願安全検査審議委員会」の審議(7.30)を経て採用した。検査対象製品は、国内流通中の大麦若葉粉製品全体で、国内製造業者94ヶ所で生産した130製品を直接回収して、金属異物(鉄粉)、大腸菌など2種類の項目を検査する。検査の進行状況とその結果は、SNSなどを通じて公開し、安全基準に適合していない場合は、回収・廃棄、行政処分など迅速に措置する予定である。一方、食薬処は大麦若葉を含む粉末・粒形状製品を生産する国内製造業者に対して「鉄粉」除去装置の設置可否などを点検して回収・検査を実施する予定である。

## 7. 流通オキアミ油製品の検査結果、49製品不適合

輸入流通安全課/食品安全管理課 2020-07-31

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44479](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44479)

食品医薬品安全処は、6月9日の国内流通オキアミ油製品検査発表以後、不適合履歴などがある海外メーカー製品全140製品を追加回収してエトキシキン\*と、抽出溶媒\*\*5種を検査した結果を発表した。

\* エトキシキン：水産用飼料に抗酸化の目的で許可されており、飼料から移行する量を考慮して、甲殻類、魚類などに残留許容基準を設定している

\*\* 抽出溶媒5種：ヘキサン・アセトン(使用可能)、酢酸エチル・イソプロピルアルコール・メチルアルコール(使用禁止)

検査の結果、全140製品のうち49製品で抗酸化剤エトキシキンとヘキサンなどの抽出溶媒が基準を超過したことを確認した。

- エトキシキン：6製品が基準値(0.2 mg/kg)を超え、検出量は最小0.3 mg/kg～最大3.1 mg/kg 確認された。
- 抽出溶媒：脂質抽出に使用できない酢酸エチルが19製品で最小7.3 mg/kg～最大28.8 mg/kg、イソプロピルアルコールは9製品で最小11.0 mg/kg～最大131.1 mg/kg、メチルアルコールは1製品で1.7 mg/kg 検出された。使用できるヘキサンは、22製品が基準(5mg/kg)を超過し、最小11 mg/kg～最大441 mg/kg 検出された。

49製品のうち2製品は、エトキシキンとヘキサンが同時に基準値を超えており、6製品は、脂質抽出に使用できない溶媒2種が同時に検出された。さらに、エトキシキンと抽出溶媒の検出量は、一日許容暴露量などを考慮したとき、人体に危害を与えるレベルではなかった。不適合製品は、全量回収・廃棄措置し、該当製品を購入した消費者は、購入先に返品するように要請した。

## 8. インターネット購入代行業者の無申告行為処分基準を新設

輸入食品政策課 2020-07-31

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44475](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44475)

食品医薬品安全処は、インターネット購入代行業者が輸入申告せずに輸入食品の購入を

代行する行為について、処分基準を新設する「輸入食品安全管理特別法施行規則」の一部改正案を7月31日に施行する。今回の改正は、インターネット購入代行を通じた輸入食品の購入が増加しており、営業者の責任と義務を強化するために設けた。

\* 処分基準：(1次) 是正命令、(2次) 営業停止7日、(3次) 営業停止15日

この他にも、輸入食品の基準・規格等に違反した場合、行政処分基準を「食品衛生法」などの関係法令と同等なレベルにする一方で、酒類に対しては、製品名に含まれている製造年、熟成年またはアルコール度数が違っても、製造国・海外製造所・製造方法・原材料名が同じなら同じ製品と認めるなど、合理的に改善する内容も含まれる。

## 9. 食薬処、畜産物営業者「不合理な規制」改善推進

農畜水産物政策課 2020-07-30

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44471](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44471)

食品医薬品安全処は、畜産物に対する不合理な規制を改善する「畜産物衛生管理法施行令及び施行規則」の一部改正案を7月30日、立法予告する。

今回の改正案の主な内容は、畜産物営業者が「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「薬事法」、「化粧品法」に基づいて、自己の品質検査室を別途運営している場合、その実験室を畜産物検査にも共同で利用することができる。また、「食肉販売業」営業者が食肉副産物を専門的に販売している「食肉副産物専門販売業」を共に運営する場合、密封した食肉副産物の保管や販売時食肉販売業施設と共に使用できる。併せて、「集団給食所食品販売業者」が集団給食所に包装肉と食用卵を営業申告無しで納品しているが、ここに牛乳類も含むことができるように改訂した。

## 10. 食薬処、食品輸出支援する

食品安全政策課/食品安全表示認証課 2020-07-29

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44468](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44468)

食品医薬品安全処は、食品輸出業者を支援するために、食薬処告示「食品及び畜産物安全管理認証基準」(以下「HACCP基準」)を英語で製作して配布する。

今回のHACCP基準の英語版は、業者が、食品輸出時に輸入国が要求する食品安全管理方法や輸入要件などを作成するなどの輸出業務を支援するために用意した。主な内容は、▲HACCP適用システムと運用管理、▲HACCP適用店営業者等に対する教育訓練、▲先行要件\*などで、輸入国が要求する安全管理法を含む。

\* 営業所管理、衛生管理、製造・加工施設・設備管理、用水管理、保管・輸送管理、検査管理、回収プログラム管理

一方、食薬処は、カナダへ食品を輸出する業界のために、カナダの「食品安全予防管理計画チェックリスト」を韓国語に翻訳して提供する。

食薬処は、今回提供するHACCP基準及び海外規定などが食品輸出業者に役立つものと期待して、今後も食品安全のために国際的信頼性を高める一方、国内企業の海外市場への

進出を支援していく予定である。

## 1 1. 子供嗜好食品、品質認証製品を選んで下さい！

食生活栄養安全政策課 2020-07-29

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44467](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44467)

食品医薬品安全処は、子供たちが正しい食生活習慣を持つように、安全性と栄養を同等に備えた食品を提供するために、「子供嗜好食品品質認証」制度を運営している。

品質認証制度は、食薬処が、子供たちが好んでよく食べる食品のうち、食品安全管理認証基準と栄養基準に適合した場合の品質を認証しており、今年6月30日時点で、食品9品目、79業者、合計246の製品（果物・野菜ジュースなど）を認証している。また、安全性と栄養を備えた子供嗜好食品の製造・加工、流通、販売を奨励するために品質認証基準に適合した場合は品質認証マークを表示できるようにしている。

<子供嗜好食品品質認証>

✓ 子供嗜好食品のうち、安全性と栄養を兼ね備えた製品について品質認証基準\*に適合しているか審査を経て品質認証

\* ①安全基準：HACCP製品、②栄養基準：糖類無添加（果物と野菜ジュースに限る）、栄養成分（タンパク質、食物繊維、ビタミン、ミネラル）のうち2種類以上満たす、③食品添加物基準：食用タール色素、保存料使用禁止。

一方、食薬処は、本格的な夏休暇シーズンに水分補給のために頻繁に摂取する飲料類の糖類含有量を調査・公開し、糖類含有量が比較的低い品質認証製品の選択を推奨すると発表した。国内流通中の飲料類の中で果・菜ジュース（433個）、果・菜飲料（389個）、混合飲料（324件）の合計1,146個の製品の糖類含有量を調べた結果、平均糖類含有量は、調査対象飲料類が1回摂取参考量（200mL）あたり糖23.1g（最大400g）であるのに対し、品質認定製品は平均19.6g（最大40g）で、品質認証製品が平均15%程度（最大10倍）低い。

\* 1回摂取参考量：3歳以上の消費層が通常消費する1回摂取量と市場調査結果を設定した値（果・菜ジュース、果・菜飲料、混合飲料は200mL）

参考に、糖類含有量が高い飲料類をたくさん摂取すると、肥満などの栄養不均衡を引き起こす可能性があるので注意してください。

- 果・菜ジュース：1回摂取参考量あたり糖類平均含有量が23.1g（最大109g）で、品質認証製品は20.3g（最大40g）
- 果・菜飲料：1回摂取参考量あたり糖類平均含有量が23.5g（最大135g）で、品質認証製品は20.5g（最大40g）
- 混合飲料：1回摂取参考量あたり糖類平均含有量が22.6g（最大400g）で、品質認証製品は12.2g（最大22g）

## 1 2. ダイエット、むくみ除去に良いと故意・常習的に不当広告した影響力者（インフルエンサー）4人など摘発

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44464](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44464)

食品医薬品安全処は、インスタグラム、オンラインショッピングモールなどで故意・常習的にダイエット・むくみ除去などを標榜し、虚偽・誇大広告してきた影響力者（インフルエンサー）4人と流通専門販売業者など3社を摘発し、行政処分及び告発措置する予定である。

今回の発表は、2019年下半期、ダイエット標榜など虚偽・誇大広告で摘発された製品を集中分析して、違反事項を改めずに故意・常習的に消費者を欺いた影響力者・業者などを摘発した結果である。主な摘発内容は、▲インスタグラムでハッシュタグを利用して、病気予防・治療効果標榜など（1件）、▲体験記を活用した不当な広告（1件）、▲インスタグラムに不当広告後、自社ショッピングモールでの販売（2件）、▲一般食品を健康機能食品と誤認・混同広告など（2件）、▲健康機能食品審議結果違反広告（1件）など。

<影響力者（インフルエンサー）不当広告の種類>

- ハッシュタグ利用：10万人以上のフォロワーを持つインフルエンサーが、本人のインスタグラムにハッシュタグ（#）キーワード検索を利用して広告製品に接続されるように広告したため摘発。特定のキーワードで、「#便秘」、「#快便」、「#ダイエット」、「#抗酸化」などを使って、便秘などの病気予防・治療効果を標榜したり、ダイエット効果など健康機能食品として誤認・混同する不当な広告
- 体験記活用：インフルエンサーが、本人またはフォロワー体験記を本人インスタグラムに上げ、消費者を欺くための広告を摘発。「約2週間で55→52に減量に成功!!」、「1ヶ月で体脂肪が3キロ程度に」、「2日目に効果を見たが、これが宿便なのかと思うように〜」、「初日トイレ4回行きました」などの体験記と、「目のむくみが引く写真（[手術の当日]、[2-3日目]、[一週間目]）」などを利用した不当な広告
- 自社モール運営：ショッピングモールを運営するインフルエンサーは、そのショッピングモールの代わりに、本人インスタグラムで製品を不当広告して摘発。主に、「むくみ除去」、「快便ダイエット」、「快便サプリメント」などの表現を使用し、又は体験記などを掲載した後に共同購入日時などを掲示して、ショッピングモールで該当製品を販売

<流通専門販売業者など不当広告の種類>

- 健康機能食品として誤認・混同：一般食品であるキャンディー製品に「私もこのダイエットをしてみようか?」、「ダイエットおやつ、食事」、「体脂肪の減少」などの表現を使用して、消費者が健康機能食品と誤認・混同する不当な広告
- \* 流通専門販売業：食品または食品添加物を自ら製造・加工せず、食品製造・加工業者又は食品添加物製造業者に依頼して製造・加工した食品または食品添加物を、自分の商標で流通・販売する営業
- 健康機能食品審議結果違反：健康機能食品の広告に、「自由喫茶店大韓民国 No.1 大賞」のように審議されていない内容をバナー広告に追加するなど、審議された内容と異なる

って広告

食薬処は、消費者が安心して購入環境をつくるために、YouTube、Facebook など、さまざまなソーシャルネットワーキングサービス（SNS）について継続的にモニタリングを実施して、故意常習違反者には行政処分及び告発措置するなど強く制裁する予定である。製品を直接販売していなくても虚偽・誇大広告や体験記が含まれている写真、映像などを公開したり、これを活用して広告を掲載する場合、インフルエンサー・YouTuber・ブロガー・広告代理店など、誰でも刑事処罰を受けると警告した。また、消費者は、SNS でインフルエンサーなどが広告・販売する製品を購入する場合、虚偽・誇大広告に惑わされないよう呼びかけた。

### 1 3. 菓子・キャンディーなどに使う食用色素の混合使用基準を設ける

添加物基準課/食品基準課/新素材食品課 2020-07-27

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44456](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44456)

食品医薬品安全処は、食用色素の過剰使用の懸念を改善しようと食用色素を混合して使う場合の最大使用量の基準を新設することを主要内容とする「食品添加物の基準及び規格」告示改正案を7月27日に行政予告する。

現行の食品添加物の使用基準では、食用色素16種それぞれについて使用できる食品の種類と最大使用量を定めているが、今回の改正案では、該当食品に許可されているいくつかの食用色素を混合して使用する場合には、混合した総量が個々の食用色素に設定された使用基準のうち最大となる使用量を超えて使用できないように混合使用基準を新設する。

\* 混合使用基準の例:キャンディー類に食用色素 a、b、c がそれぞれ順に 0.1 g/kg、0.3 g/kg、0.4 g/kg 以下で使用できるのなら、a+b+c を混合して使用する場合には総量が 0.4 g/kg 以下であること

また、今回の改正案では、▲粉末香料を製造するための香料の定義改正、▲器具などの殺菌消毒剤の使用対象範囲の拡大、▲ベータグルコシダーゼなど10品目の試験法の改善などの内容も含む。

一方、食薬処は、「食品などの一時的な基準及び規格認定基準」告示改正案も一緒に行政予告する。改正案の主な内容は、▲バイオ食品添加物の審査手続き改善、▲一時的基準・規格申請時の提出書類の明確化、▲不正な方法で提出された資料の返還基準新設など。

### 1 4. 食薬処、条件付き輸入検査制度の活性化推進

輸入検査管理課 2020-08-18

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44523](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44523)

食品医薬品安全処は、COVID-19 が長期化し、輸入食品原料の円滑な国内供給のために、輸入食品等の輸入業者に「条件付き輸入検査制度」を積極的に活用するよう要請した。

※ 条件付き輸入検査制度：生鮮食品などに該当する輸入食品について、検査結果が出る前に流通・販売を禁止する条件を付け、輸入申告確認証を発行して営業者が申告した保管倉

庫に入庫を可能にする制度

これまで食薬処は、2年以内に不適合履歴がある全ての品目について、輸出国に関係なく、条件付き輸入検査対象から除外したが、今後は不適合履歴がある同一国、同一品目だけ除外される。条件付き輸入検査を申請した業者は、輸入検査結果が出る前に、製品を保税倉庫から業者が申告した倉庫に移送・保管することで、輸入検査適合時直ちに製造・販売が可能となる。条件付き輸入検査中の食品などが検査結果を確認する前に、作業場又は倉庫に搬出されて流通・販売されないように管轄官庁に事後管理を徹底することを要請する計画である。

### 15. 農産物サネブトナツメ種子、セキショウと真偽判別可能になる

食品基準課/新種有害物質チーム 2020-08-14

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44521](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44521)

食品医薬品安全処は、肉眼で区別が難しい点を悪用して、安全性が証明されていない原料を食品原料に替えて販売する行為を根絶するために、遺伝子分析技術を用いた真偽判別法を開発した。今回の検査法は、茶飲料などに使用される、インドナツメ（食用不可）をサネブトナツメ種子（酸棗仁）として、ショウブ（*Acorus calamus* L：食用不可）をセキショウ（*Acorus gramineus* Soland）と欺いて販売される事例があるが、見た目では真偽を判別することができないので遺伝子分析法が必要であるというソウル市保健環境研究院の要請に応じて開発した。

今回の遺伝子分析法は、特定の植物種にのみ存在する固有遺伝子（DNA）の塩基配列情報を利用して検査する方法では、原材料の形態だけでなく、固有の形態が分からない切断・粉碎した加工食品にも活用することができる。

食薬処は、サネブトナツメ種子、セキショウ以外にも、肉眼での区別が難しく偽造・変造の可能性が高い農産物\*について真偽判別法の開発を進めており、今後も消費者を欺く行為を予防するために食品原料判別法開発をさらに拡大していくと明らかにした。

\*例：カワラヨモギ、蒼朮（ソウジュツ）、チョウセンノギク、菊、覆盆子、タンポポなど

### 16. 健康機能食品の異常事例報告ガイドブックを用意

健康機能食品政策課 2020-08-13

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44517](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44517)

食品医薬品安全処は、健康機能食品営業者\*が「異常事例報告」を活用できるように詳細な報告手順などを示したガイドブックを発刊し、ホームページで公開する。

\* 健康機能食品営業者：製造・販売業者、輸入食品等の輸入・販売業者、薬局開設者

今回のガイドブックは、最近、健康機能食品の摂取による消費者被害予防のために健康機能食品法令を改正し、健康機能食品の摂取によって疑われる異常事例が判明した場合には報告が義務になったことから、営業者の理解を助けるために用意した。

\* 「健康機能食品に関する法律施行令・施行規則」一部改正（2020.6.4 公布及び施行）

ガイドブックの主な内容は、▲報告対象と報告期限、▲異常事例管理システム、▲異常事例報告方法など。営業者は、異常事例を知った日から 7 日以内に報告しなければならず、食安全全国サイト統合苦情相談\*を活用したり、健康機能食品異常事例報告書の様式に基づいて、電話、ファックス、メールなどで報告できる。ガイドブックは、食薬処（ホームページ）（[www.mfds.go.kr](http://www.mfds.go.kr) → 法令/資料 → 法令情報 → 公務員指針書/申請者ガイド）で確認できる。

一方、食薬処は、最近 5 年間（2015~2019 年）の異常事例受付状況を分析した結果、届出件数は合計 4,168 件で、毎年増加する傾向を見せており、これは、機能食品市場の継続的な成長に伴う影響と分析される。

異常事例の症状としては、下痢、腹痛、じんま疹、吐き気、便秘が大部分であり、栄養補充用製品、プロバイオティクス、DHA/EPA 含有、ガルシニアエキスなどの製品群が申告事例の約 60%程度を占めることが確認された。製品別の異常事例では、▲栄養補充用製品は、消化管異常・下痢・嘔吐、▲プロバイオティクス製品は、下痢・便秘・腹痛、▲EPA/DHA 含有油脂製品は、かゆみ・下痢・じんま疹・消化不良、▲ガルシニアエキス製品は、下痢・じんま疹・腹痛・生理異常などが主に報告された。

食薬処は、今後も強化された健康機能食品異常事例管理システムに基づいて、異常事例との因果関係を明確に究明し、その結果を食薬処ホームページや食安全全国に公開する予定である。

## 1 7. 食薬庁、海外個人輸入食品の安全管理方を議論

疎通協力課/輸入流通安全課 2020-08-12

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44511](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44511)

食品医薬品安全処は、13 日、消費者団体・学会・業界とともに「海外個人輸入食品安全管理方」をテーマに、非対面方式のオンラインフォーラム「第 4 回食・医薬安全オープンフォーラム 2020」を開催する。

今回のフォーラムは、海外のオンラインショッピングモールで直接食品を購入する海外個人輸入市場が成長し、これによる消費者被害も多く発生していることにより、海外個人輸入食品安全管理方に対する多様な意見を収集・議論しようと用意した。

\* 海外個人輸入市場：2019 年の飲・食料品のオンライン海外個人輸入購入額（9,111 億ウォン）、前年比 36.3%増

\*\* 消費者被害：海外個人輸入経験者のうち 50%は製品変質、副作用情報不足などを経験

主な内容は、▲海外個人輸入食品安全管理の改善方（食薬処輸入流通安全課課長）、▲海外個人輸入食品消費者被害事例（韓国消費者団体協議会長）、▲諸外国海外個人輸入食品安全管理現状（食品安全情報部部長）とパネルディスカッションである。

現在、海外個人輸入食品は購入検査及び海外危害情報確認を通じて約 2,000 以上の危害懸念食品を確認して関税庁に国内搬入遮断を要請し、食薬処・税関庁合同検査を実施して通関段階で危害食品が搬入されないように選別検査を強化している。

## 18. カフェなど休憩飲食店の生活防疫管理強化

食品安全管理課 2020-08-11

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=44510](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44510)

食品医薬品安全処は、最近、カフェなどを通じて COVID-19 集団感染が拡大していることを受け、カフェ従事者だけでなく、利用者も店舗中では常にマスクを着用するなど、生活防疫指針を徹底して守るよう呼びかけた。

食薬処は、マスク着用、個人の衛生管理など現場での生活防疫が正しく実行されているかを管理するために、自治体をはじめ、業者、協会、中央政府が参加する 4 つの防疫体系を構築・運営している。うち自治体は、管轄営業所に継続的に指導・点検を実施する一方、食薬処・自治体で構成された合同点検班を編成して抜き打ち検査も実施している。参考に、5月6日からカフェなど休憩飲食店約 48 万ヶ所について生活防疫指針履行の有無を点検しており、619 ヶ所に対しては行政指導を実施するなど防疫管理を行っている。

<カフェ防疫上の注意>

### 1. 利用者向け

[共通事項]

- ・ 発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛みなど）がある場合や、最近 14 日以内に海外旅行をした場合には、訪問を自制する
- ・ 他の人と 2 m（最小 1 m）以上の距離を置く
- ・ 流水と石鹸で 30 秒以上手を洗ったり、手消毒剤で手を消毒する
- ・ 咳やくしゃみをするときは、ティッシュ、衣服の袖で口と鼻を隠す
- ・ 唾の飛沫がとぶ行為（歌う、叫ぶなど）や身体接触（握手、抱擁など）を自制する
- ・ 屋内利用施設を利用する場合、マスクを着用する
- ・ 屋外で 2 m の距離が維持されていない場合、マスクを着用する

[該当タイプの適用条件]

- ・ 混雑した時間帯に訪問せず、やむを得ず訪問する場合テイクアウトしたり、滞在時間を最小限にする・カフェ内の利用客が多い場合には、テイクアウトを利用する
- ・ テーブル間の距離を 2 m（最小 1 m）あけて座ったり、他の利用客と隣接するテーブルの利用を自制して、なるべく最大限の間隔をあけて座る
- ・ 屋外テーブルがある場合には屋外を利用する。可能ならジグザグに座ったり、同じ方向を向くように座る
- ・ 食べ物（飲み物）摂取前、流水と石鹸で 30 秒以上手を洗ったり、手消毒剤で手指を消毒する
- ・ カフェに入場、注文待ち、移動する時と対話時、食べ物（飲み物）摂取前・後は、マスクを必ず着用して仲間でない他の人と 2 m（最小 1 m）以上の距離を維持する
- ・ 唾の飛沫がとぶ行為（大声で話す、歌う、掛け声、叫ぶなど）はしない
- ・ 可能なら持ち帰りや配達注文などを利用したり、屋外テーブルを利用する

- ・ 共用で食べる食べ物は、トングなどを使用して各自個人の皿にとって食べる

## 2 責任者・従事者向け

### [共通事項]

- ・ 防疫管理者指定及び地域保健所担当者の連絡網を確保するなど、防疫協力体系を構築する
- ・ コミュニティ内に密接な接触が生じる同一部門、同一場所などで 2~3 人以上の有症者が 3~4 日以内に発生したときは、COVID-19 の検査を受けるよう案内し、有症者が追加発生した時は保健所に集団感染の可能性を報告する
- ・ 従事者に発熱や呼吸器症状がある場合は出勤停止とし、すぐに帰宅させる
- ・ 人同士の間隔を 2 m（最低 1 m）以上置く
- ・ 手を洗うことができる設備や手の消毒剤を備えて、手洗いや咳エチケットのコンプライアンスを案内文で公開する
- ・ 自然換気が可能な場合は窓を常時開けたままにし、エアコンの使用等で常時窓を開けておくのが困難な場合は 2 時間ごとに 1 回以上換気する
- ・ 共用で使用するもの（出入口ハンドルなど）の表面は、毎日 1 回以上よく消毒する
- ・ 顧客（利用者）を直接対応する場合、マスクを着用する
- ・ 発熱や呼吸器症状があるか、最近 14 日以内に海外旅行をした場合には、訪問を自制するよう案内する
- ・ 屋内施設を利用する場合、マスク着用を案内する
- ・ 屋外で 2 m の距離が維持されていない場合、マスク着用を案内する

- 
- シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency） <https://www.sfa.gov.sg/>

### 1. 遺伝子組換え食品に関する表示

#### Labelling on Genetically Modified Food

Friday, August 14, 2020

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/labelling-on-genetically-modified-food>

シンガポールで販売されている遺伝子組換え(GM)食品は、シンガポール遺伝子組換え諮問委員会(GMAC)とシンガポール食品庁(SFA)両方の厳格な安全評価を受けなければならない。これらの評価は FAO と WHO が設立したコーデックス委員会(Codex)の原則に基づいている。

GM 食品と GM 成分を含む食品の表示義務に関する国際的な合意はない。GM 表示が義務化されている国では、市販認可前に GM 食品に関する安全性評価を実施しているため、GM 表示は消費者が情報に基づいた選択ができるようにするために用いられ、食品の安全性

についての情報を伝えることを意図していない。国際的に合意された、表示を義務付けるための食品中の遺伝物質の閾値量もない。

コーデックスの原則に従って、現在のシンガポール食品規制では GM 食品と GM 成分を含む食品に特別な表示をする必要はない。他の全ての食品のように、GM 食品は、製品情報と追跡や回収を容易にする情報に関する現行の食品表示要件（成分リスト、製造業者/輸入業者の詳細など）を満たさなければならない。シンガポールで販売されている食品は、事実で誤解を招かない限り、自主的に「GM」あるいは「非 GM」表示を付けることができる。SFA と GMAC は GM 食品の世界的な議論に遅れずについていくつもりである。

---

● インド食品安全基準局（FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India）

<http://www.fssai.gov.in>

1. FSSAI は食用油の異物混入対策を開始

FSSAI launches drive against Adulteration in the Edible Oil

28th August 2020

[https://fssai.gov.in/upload/press\\_release/2020/08/5f4904cb324b6Press\\_Release\\_Adulteration\\_Edible\\_Oil\\_28\\_08\\_2020.pdf](https://fssai.gov.in/upload/press_release/2020/08/5f4904cb324b6Press_Release_Adulteration_Edible_Oil_28_08_2020.pdf)

FSSAI は汎インド食用油サーベイランスと協力して異物混入食用油の販売取り締まりを強化することに決めた。2020年8月25~27日に全国で行った調査では、16種類の植物油4500検体以上を調べる。その結果をもとに異物混入の多い地域を同定し、今後数ヶ月で取り締まりを強化するだろう。

---

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- フランス農業・食料省、砂糖原料用のてん菜の萎黄病の被害に対する措置について通知
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、農薬有効成分の同等性評価の受付を2020年末までの間、制限すると公表
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、動物用医薬品の認可に関する最新情報を公表
- 台湾衛生福利部、カシア瘻(*Cassia fistula*)の食品原料としての使用制限に関する草

案を公表し、意見募集を開始

- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、ビタミン D の含有量が多い食品サプリメントに関する意見書を公表

### ProMED-mail

食中毒-メキシコ：(モレロス) クレンブテロール中毒疑い

Foodborne illness - Mexico: (MR) clenbuterol poisoning susp

2020-08-27

<https://promedmail.org/promed-post/?id=7719620>

Date: Tue 25 Aug 2020 Source: Food Safety News [edited]

クレンブテロール汚染肉を食べて 50 人以上が病気になった疑いがあるとメキシコの役人が言う。6 自治体で合計 54 人が影響を受けている。クレンブテロールは家畜の筋量を増やす目的で使われているが違法である。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室